

○予定価格、調査基準価格、失格基準価格及び最低制限価格の公表に関する要綱

平成22年2月1日

施行

(趣旨)

第1条 この要綱は、神奈川県内広域水道企業団の入札及び契約に係る事務における透明性及び公正性の向上を図るため、予定価格、調査基準価格、失格基準価格及び最低制限価格（以下「予定価格等」という。）の公表の実施について必要な事項を定めるものとする。

(対象契約)

第2条 予定価格等の公表の対象とする契約は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 設計金額が400万円を超える工事（建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1に掲げる工事をいう。）
- (2) 設計金額が200万円を超える計画調査委託（調査、測量、設計等の業務委託）
- (3) 競争入札に係る製造の請負、工事監理業務委託、造園整備業務委託、建物清掃業務委託、施設及び設備の保守を含む運転管理委託、警備業務委託（機械警備を除く。）並びに総合建物管理業務委託
- (4) 総合評価一般競争入札に付す工事等

(公表する時期及び価格)

第3条 予定価格等の公表は入札執行後とする。

- 2 公表する予定価格等の価格は、予定価格にあっては契約規程（昭和44年神奈川県内広域水道企業団企業管理規程第8号）第14条の規定により定めた価格とし、調査基準価格及び失格基準価格にあっては低入札価格調査取扱要領（平成25年4月1日施行）第3条及び第4条の規定により定めた価格とし、最低制限価格にあっては最低制限価格取扱要領（平成22年2月1日施行）第3条の規定により定めた価格とする。

(公表の方法)

第4条 予定価格等の公表は、競争入札にあってはかながわ電子入札共同システムにおいて掲示する入札結果表に、見積合せにあっては随意契約結果書に記載する。

(入札回数)

第5条 入札の回数は初回を含め、原則2回とする。再度の入札で落札者が決定しないときは当該入札を不調とする。

(工事費内訳書の提出)

第6条 競争入札に係る工事については、落札候補者に対し、入札書に記載された入札金額に対応した工事費内訳書を提出させるものとする。

- 2 工事費内訳書は、入札公告に添付した設計書の設計内訳書と同項目とする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、予定価格等の公表に関し必要な事項は、契約検査課長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年2月1日から施行する。
- 2 この要綱の規定は、この要綱の施行日以後の公告に係る契約について適用し、同日前の公告に係る契約については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年2月1日から施行する。
- 2 この要綱の規定は、この要綱の施行日以後の公告に係る契約について適用し、同日前の公告に係る契約については、なお従前の例による。

附 則 抄

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年1月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 抄

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年1月23日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

- 2 改正後の予定価格、調査基準価格、失格基準価格及び最低制限価格の公表に関する要綱の規定は、この要綱の施行日以後の公告に係る契約について適用し、同日前の公告に係る契約については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年1月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の予定価格、調査基準価格、失格基準価格及び最低制限価格の公表に関する要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の公告に係る契約について適用し、同日前の公告に係る契約については、なお従前の例による。